

協働のまちづくり推進助成事業

◎目的

市町村が実施する地域住民との協働によるまちづくり事業を支援するため、経費の一部について予算の定める範囲により助成することを目的とする。

◎補助率

事業費の1/2以内

◎事業数及び限度額

1市町村あたり5事業まで | 助成限度額合計180万円



- 事業申請書を12月末日までに当協会へ提出してください。
- 事業内容・助成対象外の支出項目を確認し、適正である場合には市町村へ助成金を交付します。

要綱及び様式についてはホームページ上に掲載しています。

URL <http://www.shinko-okayama.jp/>